

桜井市人権施策に関する基本計画 改定版 概要図

社会情勢の変化等に伴う今日的な人権課題に対応するため、これまでの基本的姿勢を継承しながら、「人権三法」等の制定を踏まえるとともに、「桜井市人権意識に関する市民意識調査」結果を踏まえ、改定版を策定するものとします。

基本理念

豊かな人権文化に満ちた社会の実現

すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指します。

- 豊かな自尊感情を育む取組み
- ちがいを受け入れ、学びあう人間関係づくりの取組み
- 存在価値を実感できる取組み
- 生活の質（QOL）を高める取組み

人権施策推進における桜井市の基本的な姿勢

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

- ①あらゆる施策を人権尊重の視点から進める
- ②すべての職員が人権教育・啓発の主体を担う

(2) 人権教育・啓発の推進

- ①市民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進
- ②これまでの成果と課題を反映した人権教育・啓発の推進
- ③協働の視点を取り入れた人権教育・啓発の推進

(3) 人権相談・支援の充実

施策体系

| 人権施策の推進方向 | 分野別の人権施策の推進について |
|---|---|
| <p>1 人権を取り巻く状況と課題</p> <p>2 桜井市における人権の現状について</p> <p>3 人権教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none">●人権教育の推進①学校・就学前教育における人権教育の推進②社会教育における人権教育の推進●人権啓発の推進①市民②企業等●人権に特にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修①市職員等②教職員・保育職員③消防職員④医療・保健関係者⑤福祉関係者⑥各種団体職員等 <p>4 人権相談・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none">●人権相談・支援の重要性を踏まえた取組み●人権相談の機能を生かした取組み●人権相談の推進体制の充実●人権救済等に関する法整備に向けた働きかけ | <p>部落差別問題（同和問題）</p> <p>女性</p> <p>子ども</p> <p>高齢者</p> <p>障害のある人</p> <p>外国人</p> <p>プライバシーを巡る問題</p> <p>性的マイノリティ</p> <p>H I V感染者・ハンセン病患者等</p> <p>犯罪被害者等</p> <p>刑を終えて出所した人</p> <p>アイヌの人々</p> <p>北朝鮮当局によって拉致された被害者</p> <p>インターネットによる人権侵害</p> |

行政、市民、企業、関係団体・NPOが、国連SDGs（持続可能な開発目標）等の取組みと連携しつつ、豊かな人権文化に満ちた社会を実現するため、本市としての人権施策の新たな展開と発展を図っていく。

推進体制

- 本計画の遂行に関し、桜井市人権政策推進本部を中心に、市の各部局連携のもと、総合的かつ効果的な推進に努める
- 国、県、他の市町村と緊密に連携を図り、協力体制を強化した幅広い取組みを進める
- さまざまなボランティア団体、NPO団体等と協働による取組みを推進し、人権教育・啓発活動や人権に関する相談活動など、人権施策の充実に努める